

日本版ISAの道 その69

金融庁の平成27年度税制改正要望で
子ども版NISA/ジュニアNISA(日本版ジュニアISA)！
～日英米の子どもの将来に備えた資産形成制度と人口動態比較付～

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

NISAを120万円に拡大、子ども版NISAを80万円で創設と言う金融庁税制改正要望

2014年8月29日(金)に金融庁が平成27年度税制改正要望項目を公表した(URLは後述[参考ホームページ])。

20歳未満を対象とした子ども版NISA/ジュニアNISAを非課税枠年80万円で創設(下記※1参照)、20歳以上を対象にした大人版NISA/一般向けNISA/成人NISAの非課税枠を年100万円から年120万円に拡大する。子ども版NISAは、非課税対象が上場株式・公募株式投信等、投資可能期間が平成35年(2023年)の勘定設定期間(2023～2027年)まで、非課税期間が投資した年から最長5年間(大人版NISA/一般向けNISA/成人NISAに準ずる)。原則、祖父母や両親と言った親権者等が未成年者のために代理して運用を行うもので、18歳まで払出し制限あり(*災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする)。下記にオリジナル掲載。

金融庁平成27年度(2015年度)税制改正要望(2014年8月29日)

◆NISA(少額投資非課税制度)の拡充・利便性向上

【要望事項①】ジュニアNISA(仮称)の創設

- ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者の口座開設を可能とすること

【要望事項②】NISAの年間投資上限額の引き上げ

- 年間投資上限額を、毎月の定額投資に適した金額(120万円:10万円×12か月)に引き上げること

【要望事項③】NISAの利便性向上

- NISA口座開設手続等の簡素化
NISA口座開設時の重複口座確認については、マイナンバーを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること
- 税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講じること

(出所: 金融庁税制改正要望)

※1: 子ども版NISA/ジュニアNISAの呼び名は、まだ統一されておらず、日本経済新聞や時事通信は「子ども版NISA」、毎日新聞は「子どもNISA」(日経も一部で使用)、産経新聞やブルームバーグは「子供版NISA」、朝日新聞やロイター、日本証券業協会、そして、金融庁の平成27年度税制改正要望では「ジュニアNISA」と言っている。

今後、この税制改正要望は、その他の省庁の税制改正要望と共に、政府税制調査会などで審議され、12月半ばに与党税制改正大綱となる。この時、金融庁の要望が通ったかどうか、通った場合、どの様に通ったかがわかる。そして、大綱がほぼそのままの形で国会に提出され、来年3月末までに成立する運びとなる(昨年与党税制改正大綱は2013年12月16日付日本版ISAの道 その39参照～URLは後述[参考ホームページ])。

今後年末にかけ、子ども版 NISA は大人版 NISA の駆け込みと共に注目されそうである(駆け込み…2014年7月28日付日本版 ISA の道 その 65 参照～URL は後述[参考ホームページ])。尚、マイナンバーについては2014年5月12日付日本版 ISA の道[特別号]を参照の事(URL は後述[参考ホームページ])。

日本のNISA(少額投資非課税制度/個人貯蓄口座)～大人版と子ども版～

2014年8月29日付金融庁の平成27年度税制改正要望

2014年8月29日現在

項目	*「非課税投資枠」の変更。	*創設
	 日本の大人版NISA/一般向けNISA/成人NISA (日本版ISA) (少額投資非課税制度)	 日本の子ども版NISA/ジュニアNISA (日本版ジュニアISA) (少額投資非課税制度)
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等	20歳未満の日本居住の子ども(名義者) *祖父母や両親が孫や子どもの名義で投資。 *年齢上限後は大人版NISAに。
非課税対象	上場株式・公募株式投信等の配当・譲渡益	上場株式・公募株式投信等の配当・譲渡益
非課税投資枠	年120万円(←現行年100万円) *累積非課税投資額600万円以上(←現行では、毎年、新規投資額で100万円を上限 *累積非課税投資額上限500万円)。	毎年、新規投資額で80万円を上限 *累積非課税投資額上限400万円。 *生前贈与の場合、NISA以外に贈与があり、合算で年間110万円を超えると、贈与税がかかる(見直し)。下記「贈与税」欄参照。
投資可能期間	10年間(2014年～2023年)	8年間(2016年～2023年)
非課税期間	投資した年から最長5年間	日本の大人版NISA/一般向けNISAと同じ。
途中売却	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は不可(←出来る様に金融庁が要望中 *同一の金融機関で開いたNISA口座からのみ移管は可。)	原則、17歳までは引き出し不可 *途中で引き出す場合は過去の利益に対して課税。 *災害や両親の不慮の事故による生活の困窮等の例外あり。
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	日本の大人版NISA/一般向けNISAと同じ。
口座開設数	一人一口座。毎年金融機関の変更可(2015年1月から)。	日本の大人版NISA/一般向けNISAと同じ。
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	遅くとも2016年1月(2016年夏と言う報道もあり)
加入者数	NISA口座開設数は、2014年3月末で650万件。買付総金額は、2014年1～3月合計で1兆34億円(2014年6月23日金融庁)。	-
(参考)贈与税	受贈者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。	受贈者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。 *直系尊属から、30歳未満のひ孫・孫・子への教育資金を贈与した場合は受贈者1人につき1500万円(学校以外は500万円)まで非課税(教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、2013年4月1日～2015年12月31日→延長・拡充の可能性)。扶養義務者からの教育資金は非課税だが、必要な都度直接これらに充てるためのものに限られ、それを預金したり株式などの買入資金に充てたりしている場合には贈与税がかかる。

(出所: 日本の金融庁・財務省・総務省、日本証券業協会、日本経済新聞などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

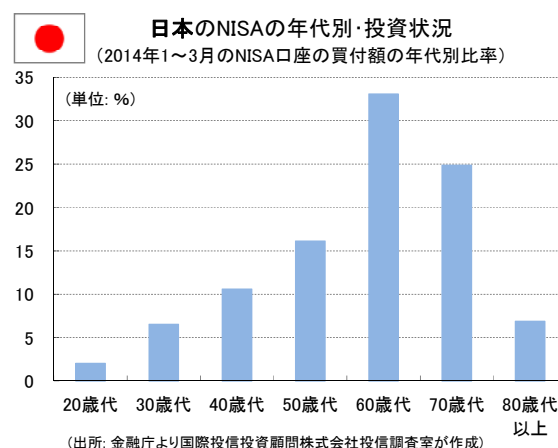
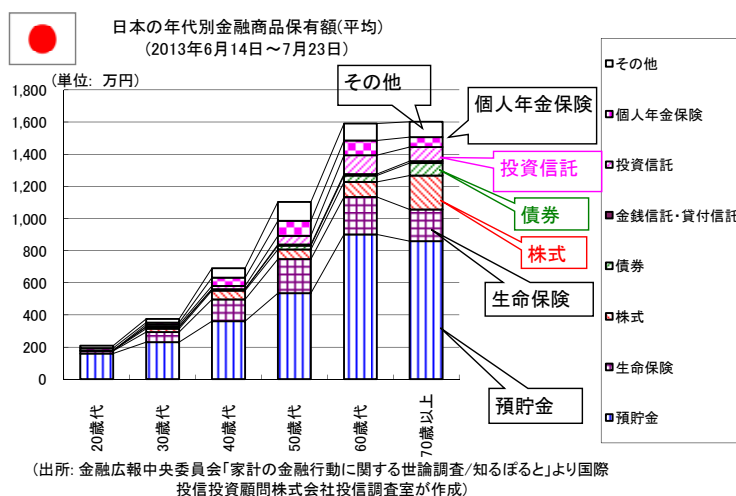
大人版の年 120 万円への拡大は小さいが、子ども版の創設で金融商品保有額の多い 60 歳以上が年 80 万円×孫の総数を抛出す事が期待され、恒久化への道も開ける

大人版 NISA/一般向け NISA/成人 NISA の非課税枠を年100万円から年 120 万円に拡大する事だが、2014 年 7 月 1 日に麻生太郎・副総理兼財務金融担当相が示した年 240 万円の半分である(2014 年 7 月 28 日付日本版 ISA その 65～URL は後述[参考ホームページ])。「金融庁が29日に発表した拡充案には、がっかりした証券マンが多かった」(2014 年 8 月 31 日付日経ヴェリタス)とも言われる。

しかし、子ども版 NISA 創設を考慮すべきだ。子ども版 NISA は金融庁の税制改正要望に「祖父母や両親と言った親権者等が未成年者のために代理して運用を行うもの」とあった通り、「名義は子ども」でも、実際に投資など管理するのは、子ども自身ではなく、「大人」である。大人版 NISA の新しい非課税枠の年 120 万円に、子ども版 NISA の年 80 万円を加えれば、年 200 万円で、非課税枠は実質 2 倍になる。子どもが 2 人いれば年 280 万円となる。配偶者の年 120 万円を加えれば年 400 万円である(2014 年 7 月 22 日付日本版 ISA その 64 で指摘した通り～URL は後述[参考ホームページ])。ただ、出費も多く、負債のある事も多い、(0～19 歳未満の子どもを抱える)親から子への抛出はあまり期待出来ないかもしれない。

そこで(金融)資産を多く保有する祖父母による孫への子ども版 NISA 抛出に期待がかかる。さらに親による子への抛出は先述の例の通り 1～2 人つまり年 80～160 万円が中心となるが、孫の場合、2～4 人つまり年 160～320 万円が中心となりそうだ。例えば「第一次ベビーブーム/団塊の世代」(1947～1949 年生まれの 2,697 万人)は、現在 64～67 歳だが、その子どもは平均 2 人(現在 30 歳代から 40 歳前後)、子ども(孫)は各々 1～2 人なので、孫の総数は 2～4 人が中心となる。こうなると、大人版 NISA の新しい非課税枠の年 120 万円に、孫 2 人分の子ども版 NISA 年 160 万円を加えれば、年 280 万円。孫 4 人分の子ども版 NISA 年 320 万円を加えれば、年 440 万円。これに配偶者の年 120 万円を加えれば年 560 万円となる。

非課税制度を利用可能な者が新しく増え(*20 歳未満の人口は 2,231 万人～日本の人口動態グラフは後述)、そこに人口も金融商品保有額も多い 60 歳以上が抛出出来る意味は大きい。



2014 年 7 月 22 日付日本版 ISA その 64 でも指摘した事だが(URL は後述[参考ホームページ])、「孫も対象になるので導入されれば世代間の資産移転が急速に進む可能性がある。15 年 1 月には 相続税の基礎控除が縮小されるので、生前贈与への関心が高まるからなおさらだ。投資枠の拡大と子ども NISA の導入が実現すれば『投信ビジネスに猛烈な追い風が吹く』と金融業界は盛り上がっている。」(2014 年 8 月 21 日付日経電子版～URL は後述[参考ホームページ])の通りである。

加えて、投資可能期間の恒久化の道も見える。先述通り、金融庁平成 27 年度税制改正要望では、大人版も子ども版も投資可能期間は平成 35 年(2023 年)の勘定設定期間(2023~2027 年)までとなっている。だが、2012 年 9 月 7 日付金融庁平成 25 年度税制改正要望にはあった通り、恒久化はずっと期待されている。「**生まれてから 18 歳、もしくは 20 歳まで制度を利用できるなら、大人の NISA の『非課税期間 5 年、制度存続は 10 年間』という制約を超えてしまい、NISA 恒久化への道が開ける**」(2014 年 8 月 21 日付日経電子版)の通りであろう。

尚、2014 年 8 月 28 日付ロイターでは、大人版 NISA の年 120 万円への拡大について、政治的背景を見ている。それは「**大幅引き上げへの財務省主税局の強い反対を想定し、『節度』ある要望にとどめた格好だ。だが、子ども枠を含めると大幅増になるという『したたかな戦術』も見え隠れする。…(略)…。税制改正を要望する金融庁と、要望を査定する財務省の大臣に麻生副総理が就いているため、金融庁としては『何でもかんでも要望するわけにはいかず、自ずと節度ある要求が求められた』(金融庁幹部)という事情があった。また、NISA 発足後間もない時期に、非課税枠の増額を要求すれば、財務省主税局が強く反対することも容易に想定され、金融庁内では非課税限度額引き上げを最優先することに抵抗感もあったという。**」(URL は後述[参考ホームページ])。



また、2014 年 8 月 26 日付ブルームバーグでは、累積非課税投資額上限 500 万円の大きさを見ている。それは「**財務省主税局の住沢整税制第一課長によると、証券取引をしている投資家のうち、証券保有額が 500 万円以下の投資家が全体の約 4 分の 3 を占める。住沢氏は、株式投資に親しみのなかった人に導入を促す制度だと考えると、累積 500 万円は『十分な枠になるのではないか』と話す。NISA 始動により 15 年 3 月期には約 260 億円の税収減を見込んでいるという。**」(URL は後述[参考ホームページ])。

英国のジュニア ISA と米国の 529 プラン

ここで日本が範とした英国のジュニア ISA と、米国でそれに代わるものとして知られている 529 プラン(将来の高等教育資金に向けた資産形成制度)の最新データを見る。

英米の子どもの将来に備えた資産形成制度(少額投資非課税制度/個人貯蓄口座/教育資金積立制度)(前半)



2014年8月28日現在

項目	 英国のジュニアISA / Junior Individual Savings Accounts (子供のための個人貯蓄口座)	 米国の529プラン (教育資金積立制度) *大学教育資金貯蓄(カレッジ・セービング・プラン)型
制度を利用可能な者	18歳未満の英国居住の子ども(名義者) *口座開設は子どもの親権者のみ、資金拠出は子どもの両親や祖父母など誰でも可。 *チャイルド・トラスト・ファンド/Child Trust Fund savings account/CTF(2002年9月1日~2011年1月2日生まれ)非開設者(チャイルド・トラスト・ファンドからジュニアISAへの移行は2015年4月までに可となる見込み)。 *16歳以上~18歳未満は、子ども本人または親権者が口座開設可。 *18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAに、16歳以上~18歳未満はアダルトISA預金型とジュニアISA預金型の両口座開設可。	米国市民または居住者(所得・年齢制限なし) *誰でも加入することができ、受益者も1口座につき1人となるが誰でもよく、親戚、友人、自分自身としても可。居住していない州の提供する529プランの利用も可。ただし、資金の用途は、将来の高等教育費の支払いに限る。
非課税対象	株式型…株式・投信・債券、預金型…預金・MMF等向こう5年間にわたりいつも元本の値下がりが5%以下のもの	投信(含むMMF)など。
非課税投資枠	4000英ポンド(約68万円)を上限(預金型と株式型の合計) *2014年4月6日~2015年4月5日。累積非課税投資額上限無し *16歳以上~18歳未満はジュニアISA(4000英ポンド)に加え、アダルトISA預金型(15000英ポンド)も可なので、19000英ポンド(約320万円)を上限。	実質上限なし。州ごとに1受益者/上限20万 ^{ドル} 。超程度ではあるが、複数の州で開設できる為。

(出所: 英国の政府・英国歳入税関庁、米国の内国歳入庁などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

英米の子どもの将来に備えた資産形成制度(少額投資非課税制度/個人貯蓄口座/教育資金積立制度)(後半)

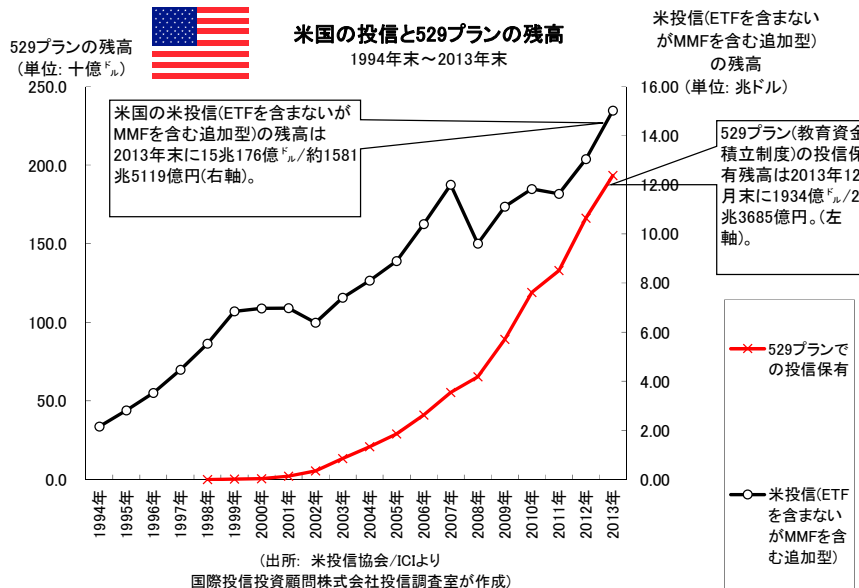
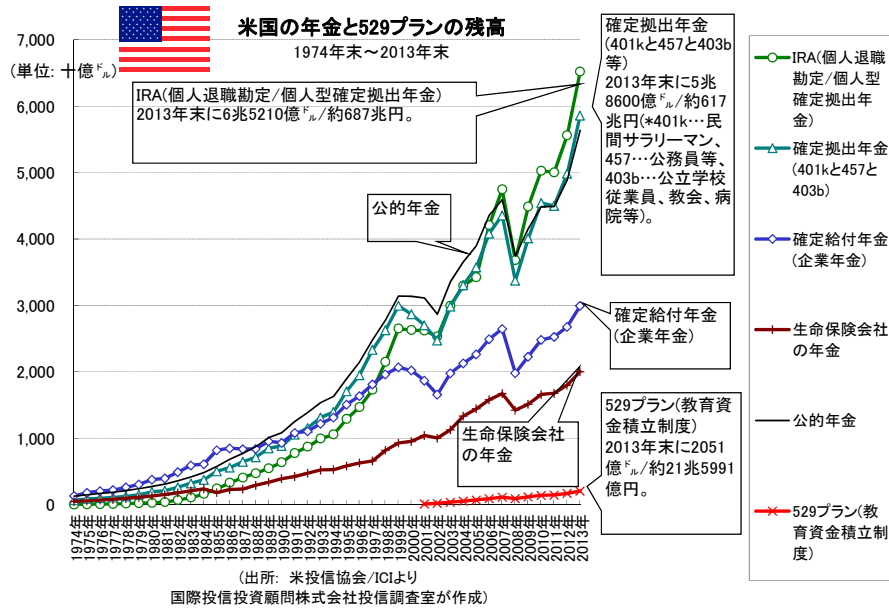
2014年8月28日現在

項目	 英国のジュニアISA / Junior Individual Savings Accounts (子供のための個人貯蓄口座)	 米国の529プラン (教育資金積立制度) *大学教育資金貯蓄(カレッジ・セービング・プラン)型
投資可能期間	18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAへ。	恒久化 *当初は2010年まで、2006年に恒久化。
非課税期間	無制限	無制限
途中売却	18歳になるまで引き出し不可(口座のすべての管理は親権者、16歳以上で子ども本人の管理可)。 *ジュニアISA内で株式型と預金型の間の移管は可、ジュニアISAとアダルト/レギュラーISAまたはCTFとの間の移管は不可。	高等教育費以外で引き出すと、ペナルティ課税あり。スイッチングは年1回可能。
損益通算	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	投資損失を課税所得から除くことも可能
口座開設数	アダルト/レギュラーISAの金融機関に限定されており、さらに同時期には一つの金融機関でしか開設出来ない。	プラン数に上限なし(別の州でも開設可)。
導入時期	2011年11月1日から開始 *最初の課税年度(アダルト/レギュラーISAでは2011年4月6日～2012年4月5日)はジュニアISAでは2011年11月1日～2012年4月5日。	1996年
加入者数	2012～2013年度(2012年4月6日～2013年4月5日)で、ジュニアISAの株式型には9.2万口座(18歳未満の人口1360万人の0.7%)、9900万英ポンド(約150億円)、預金型には20.3万口座(18歳未満の人口1360万人の1.5%)、2億9300万英ポンド(約440億円)が拠出、2013年4月5日現在、ジュニアISAの残高は5億5700万英ポンド(約832億円)となった(株式型1億6700万英ポンド、預金型3億9000万英ポンド)。	2013年12月末時点で、1160万口座(貯蓄型1040万口座、前払い型120万口座)。残高は2271億ドル(約24兆円)、うち貯蓄型2051億ドル(約21.6兆円)、前払い型220億ドル(約2.3兆円)。
(参考) 贈与税	贈与者が7年を超えて生き続ければ非課税。7年以内に死亡すると相続税一律40%がかかる(Potentially Exempt Transfer/PET)。ただし課税対象額は6年超20%、6年以下40%、…(略)…、3年以下100%と段階的になっている。 *贈与時に一律20%と言う選択枝もあるが(Chargeable Lifetime Transfer/CLT)、7年以内に死亡すると相続税一律40%がかかるので(払った20%は控除されるが)、適用は少ない。	受贈者一人当たり年間1.4万ドル(約143万円)まで控除可、貯蓄型は5年分の控除枠の前倒し利用も可(最大7万ドル/約714万円)。

(出所: 英国の政府・英国歳入税関庁、米国の内国歳入庁などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

英国のジュニアISAは2011年11月1日から始まったばかりで歴史が浅く、最新2013年4月5日(*2013年課税年度末)で株式型9.2万口座(18歳未満の人口1360万人の0.7%)、預金型20.3万口座(同1.5%)となっている。口座残高で5億5700万英ポンド(約832億円)と前年度末の1億1700万英ポンド(うち株式型1億6700万英ポンド、預金型3億9000万英ポンド)から急増はしている。

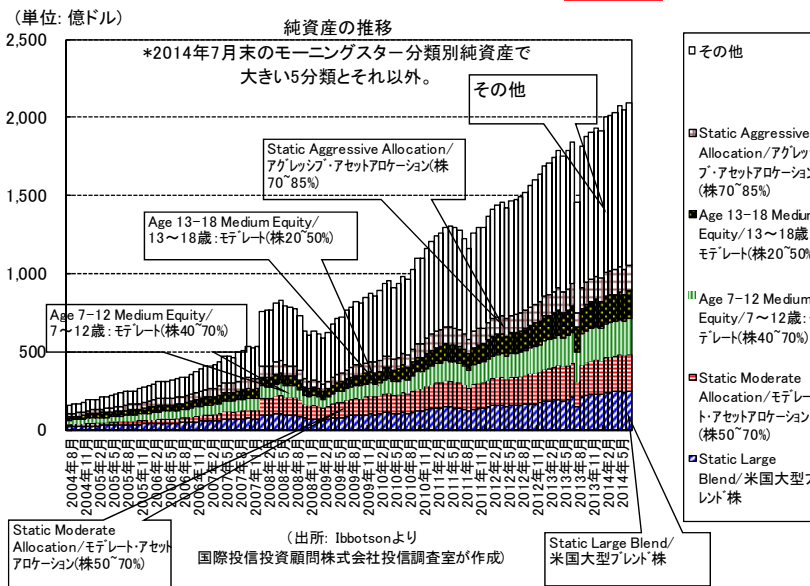
米国の529プランの残高は最新2013年末に2051億^{ドル}/約21兆5991億円となっている(貯蓄型/次頁最上段グラフ)。また、529プランの投信保有残高は2013年12月末に1934億^{ドル}/20兆3685億円であり、米投信全体より伸びている(次頁中段グラフ)。そして、より最新のデータで、より詳しく見るべく、米国の529プラン・ポートフォリオの主要分類別残高推移を見ると、アセットアロケーション・ファンドを中心にして順調に残高を伸ばしている事がわかる(次頁最下段グラフ)。



米国の529プラン・ポートフォリオの主要分類別残高

*大学教育資金貯蓄型(College Savings Plan)。

2004年8月末～2014年7月末



参考までに米国の529プラン・ポートフォリオの純資産上位10と投信会社別純資産上位10である。

米国の529プラン・ポートフォリオの純資産上位10

2014年7月31日現在

順位	ファンド名	分類 (モーニングスター分類)	投信会社名	設定日	純資産 (クラス) (百万円)	純資産 (ファンド) (百万ドル)	申込 手数料 抜最大 (%)	後払 手数料 抜最大 (%)	
1	VA CollegeAmerica Grth Fund of Amer 529A	US 529 Static Large Growth	American Funds	2002年2月15日	574,960	5,591	5.75	0.00	
2	VA CollegeAmerica Cap World G/I 529A	US 529 Static Non US Equity	American Funds	2002年2月15日	312,062	3,035	5.75	0.00	
3	VA CollegeAmerica Amercn Bal 529A	US 529 Static Moderate Allocation	American Funds	2002年2月15日	278,141	2,705	5.75	0.00	
4	NY 529 Direct Moderate Gr	US 529 Static Moderate Allocation	Upromise Investments, Inc.	2003年11月14日	272,074	2,646	0.00	0.00	
5	NY 529 Direct Aggressive Gr	US 529 Static Large Blend	Upromise Investments, Inc.	2003年11月14日	249,395	2,425	0.00	0.00	
6	NY 529 Direct Conservative Gr	US 529 Static Conservative Allocation	Upromise Investments, Inc.	2003年11月14日	232,578	2,262	0.00	0.00	
7	VA CollegeAmerica Cap Inc Bldr 529A	US 529 Static Moderate Allocation	American Funds	2002年2月19日	226,236	2,200	5.75	0.00	
8	VA CollegeAmerica Invmt Co of Amer 529A	US 529 Static Large Blend	American Funds	2002年2月15日	220,524	2,144	5.75	0.00	
9	NY 529 Direct Growth	US 529 Static Aggressive Allocation	Upromise Investments, Inc.	2003年11月14日	212,867	2,070	0.00	0.00	
10	NY 529 Direct Income	US 529 Static Intermediate Bond	Upromise Investments, Inc.	2003年11月14日	189,419	1,842	0.00	0.00	
4591本 *純資産は合計、その他は単純平均。					2008年2月9日	21,497,902	209,052	4.64	2.30

(出所: Ibbotsonより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

米国の529プラン・ポートフォリオの投信会社別純資産上位10

2014年7月31日現在

順位	投信会社名	ポート フォリオ 本数	純資産 (百万ドル)	1本当たり純資産 (百万ドル)	備考
1	American Funds	193	46,558	241	529プラン及びアドバイザー経由最大手
2	Upromise Investments, Inc.	331	41,027	124	アドバイザー経由6位、直販最大手
3	TIAA Tuition Financing, Inc.	442	21,343	48	アドバイザー経由21位、直販3位
4	Fidelity Investments	279	19,402	70	アドバイザー経由5位、直販2位
5	T. Rowe Price Associates, Inc.	99	10,309	104	アドバイザー経由8位、直販5位
6	OFI Private Investments Inc	258	7,945	31	アドバイザー経由7位、直販8位
7	Merrill Lynch Pierce Fenner & Smith	140	7,939	57	アドバイザー経由3位、直販21位
8	AllianceBernstein LP	373	7,682	21	アドバイザー経由2位、直販13位
9	Utah Educational Savings Plan	45	7,348	163	直販4位
10	BlackRock Advisors LLC	112	4,650	42	アドバイザー経由4位
全32社の合計		3,931	209,052	53	

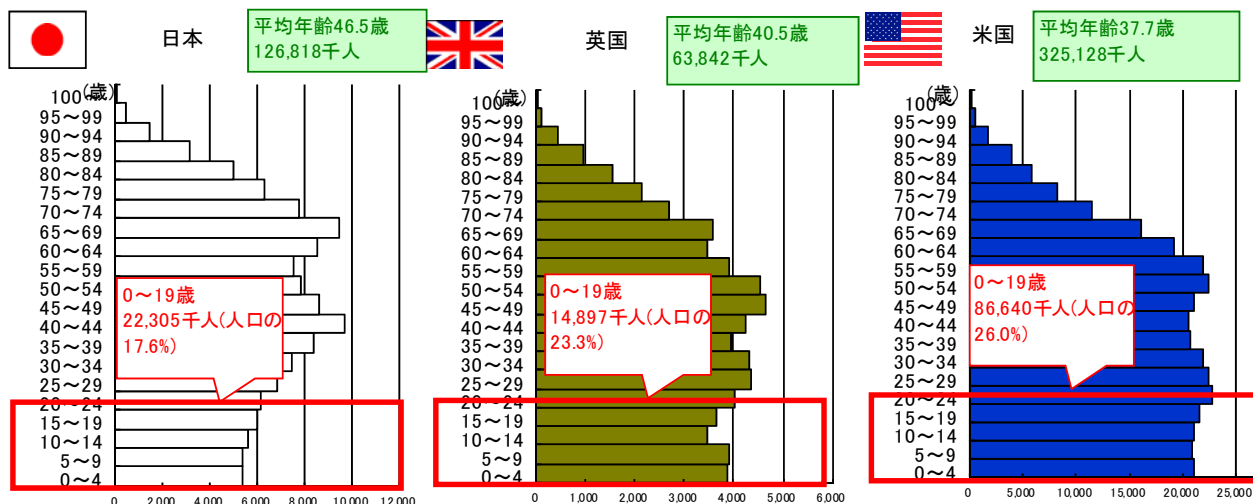
(出所: Ibbotsonより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

日英米の人口動態～日本で世代間資産移転が起きた場合、かなりの大きさが期待～

最後に現在、日英米の人口動態である。人口は日本が1億2,682万人、英国が6,384万人、米国が3億2,513万人(2015年7月1日における国連中位推計値)。うち、20歳未満の人口は日本が2,231万人(人口の17.6%)、英国が1,490万人(人口の23.3%)、米国が8,664万人(人口の26.0%)。日本で世代間資産移転が起きた場合、かなりの大きさが期待される。

日英米の年齢別人口構成(2015年7月1日における国連中位推計値)

(単位:千人)



(出所: 国連の世界人口見通し/World Population Prospectsより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

[参考ホームページ]

2014年8月29日付金融庁平成27年度税制改正要望項目…

「<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140829-9.html>」、

2013年12月16日付日本版ISAの道 その39「税制改正大綱で2015年よりNISA金融機関が毎年変更可へ！不確実で難解ではあるものの投資家にも金融・証券業界にも大きな影響を与える金融・証券税制を法律施行までしっかりウォッチ！！」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/131216.pdf>」、

2014年5月12日付日本版ISAの道[特別号]「投資信託事情」(2014年5月号)抜粋「マイナンバーが証券会社・銀行・生命保険、投信に与える影響」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140512.pdf>」、

2014年8月23日付日経電子版「年間5兆円規模の買い手に 子どもNISAの衝撃」…

「http://www.nikkei.com/money/features/32.aspx?g=DGXLMSFK20008_21082014000000」、

2014年7月22日付日本版ISAの道 その64「子ども版NISAを2016年1月以降にも創設、世代を超えた金融資産の移転を促す!?～英国のジュニアISA、米国の529プランの現状付き～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140722.pdf>」、

2014年8月21日付日経電子版「進む薄利多売、投信ビジネスは第2の家電業界に」…

「<http://www.nikkei.com/markets/column/funds.aspx?g=DGXMZO7579529018082014000000>」、

2014年7月28日付日本版ISA その65「NISA目標達成にはNISA非課税限度額引き上げが有効！12月までの未使用分投資と1月における非課税限度額の最大限享受を期待～本家英国ISAが示唆すること～」…

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140728.pdf>」、

2014年8月28日付ロイター「NISA非課税枠120万円止まり、金融庁に『したたかな戦術』」…

「<http://jp.reuters.com/article/wtInvesting/idJPL3N0QY2E920140828>」、

2014年8月26日付ブルームバーグ「高齢者マネー動かすNISA、子供版登場でも親世代には壁」…

「<http://www.bloomberg.co.jp/news/123-NAV28X6KLVR501.html>」、

国連の世界人口見通し/World Population Prospects…「http://esa.un.org/wpp/unpp/panel_population.htm」。

以上
(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○本資料中のグラフ・数値等はいくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。

○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。

また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。